

5. 火 災 予 防

1. 全国火災予防運動

(1) 春季及び秋季火災予防運動

統一標語

秋季（平成 18 年 11 月 9 日～11 月 15 日）

春季（平成 19 年 3 月 1 日～3 月 7 日）

「消さないで あなたの心の 注意の火」

産業経済の発展に伴い、新しい形態の火を使用する設備及び器具の出現による、生活様式の変化は、火災発生源の複雑化を招いている。

したがって、火災予防に対する広報の重要性の認識と広報体制の確立に重点を置き、住民への火災予防思想普及には、あらゆる広報媒体の活用を図るほか、可能な限り消防機関による直接住民との対話を図ることが肝要である。

火災予防思想を住民に徹底させるため、最も重点的に行われているのが、春秋 2 回の火災予防運動である。

火災予防運動期間中、県内各地で展開されている主な実施事項は次のとおりである。

ア. 防火ポスターを作製し、事業所、学校、町内会に配布

イ. 消防車両、防災行政無線による防火広報

ウ. 危険物施設及び建築物等の予防査察

エ. デパート、病院等における消火・避難訓練

オ. 消防音楽隊によるコンサート

(2) 車両火災予防運動（平成 19 年 3 月 1 日～3 月 7 日）

この運動は、車両交通の関係者及び利用者の火災予防思想の高揚を図り、もって車両火災を予防し安全な輸送を確保することを目的として消防庁と国土交通省の主唱により次の事項を重点事項として実施した。

ア. 駅舎及びトンネルの防火安全対策の徹底

（ア）初期消火、通報及び避難訓練の実施

（イ）消防用設備等の点検整備の励行及び取扱方法の習熟

（ウ）地下駅舎及びトンネルにおける防災体制の整備・充実

イ. 危険物品の車両内への持込み禁止

ウ. 車両からのたばこの投げ捨て防止

エ. 車両の防火安全対策の徹底

（ア）初期消火、通報及び避難訓練の実施

（イ）消火器設置義務車両の消火器の点検整備及び取扱方法の習熟

（ウ）車両に消火器の設置普及

（エ）自動車等のボディカバーにおける防災製品の使用促進

（オ）車両の内燃機関、電気系統等の点検整備

オ. 食堂車等における火気使用設備の点検、整備の励行

カ. 危険物品及び有害物品の安全輸送の励行

キ. 水底トンネル等における危険物等を積載する車両の通行の禁止又は制限の遵守

(3) 山火事予防運動 統一標語「伝えたい 森のやさしさ 火のこわさ」

（平成 19 年 3 月 1 日～3 月 7 日）

この運動は、広く国民に山火事予防思想の普及を図るとともに、予防対策を強化し、森林の保全と地域の安全に資することを目的として、消防庁と林野庁の主唱により次の事項を重点事項として実施した。

ア. 枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと

イ. たき火等火気の使用後、その場所を離れるときは完全に消火すること

ウ. 強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしないこと

エ. 火入れを行う際、許可を必ず受けること

オ. たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いながらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと

カ. 火遊びはしないこと

2. 第53回文化財防火デー（平成19年1月26日）

昭和24年1月26日の法隆寺金堂火災及びその後における金閣寺等の重要文化財の焼失を契機として昭和30年以来毎年1月26日を「文化財防火デー」とし、文化庁と消防庁の主唱により文化財防火運動を展開し、文化財を火災から守るとともに、国民一般の文化財愛護意識の高揚を図っている。

本県においては、国・県指定の文化財建造物を中心として、消防機関と各市町村教育委員会とが協力して、広報活動、防火訓練等を行っている。

3. 民間防火組織（幼年消防クラブ、少年消防クラブ及び婦人防火クラブ）

民間防火組織には工場、事業所等の自衛消防隊のほか、地域の幼稚園、保育園の幼児によって組織される幼年消防クラブ、地域の小中学校の児童、生徒によって組織される少年消防クラブ、地域婦人によって組織される婦人防火クラブがある。

幼年消防クラブ、少年消防クラブが将来の予防的効果を目的とするとともに、直接的には、幼児、児童生徒を通じて各家庭、学校における火災の防止等を図ることを目的としていることを考えるならば、各市町村においては今後ともクラブの組織化を図るとともに、既成のクラブについては一層の強化育成が望まれる。

婦人防火クラブが各家庭の自主的な防火診断、万一の火災に対処する消火器具の正しい取扱い方や設置、炊き出し及び救護等、火災予防上重要な役割を果たしていること、消防団員の著しい減少を来している地域においては、こうした団員の減少を補うという意味からもクラブの組織づくりとその強化育成が強く望まれる。